

建管第 2 1 8 - 5 号
令和 2 年 5 月 2 5 日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について

埼玉県の県土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用については、令和 2 年 5 月 2 1 日付け建管第 1 5 5 - 1 号により、受発注者間で協議の上、必要と認められる対策については設計変更で対応するとしているところです。

県土整備部及び都市整備部における具体的な積算方法等については、当面の間、別添のとおり対応することとしましたので参考に送付します。併せて、貴団体会員各位へ周知くださるようお願いいたします。

担 当 建設管理課 技術管理担当
宮澤、粕谷、中野
土木積算・建設 IT 担当
三谷、青木
建築技術・積算担当
関口、門間、岩井

TEL 0 4 8 - 8 3 0 - 5 2 0 1

建管第 2 1 8 - 1 号
令和 2 年 5 月 2 5 日

県土整備部 }
都市整備部 } 関係各課 (所) 長 様

県土整備部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について (通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用については、令和 2 年 5 月 2 1 日付け建管第 1 5 5 - 1 号により、受発注者間で協議の上、必要と認められる対策については設計変更で対応するとしているところです。

県土整備部及び都市整備部における具体的な積算方法等については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 積算方法等

- ・別紙 1 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について【土木工事】」
- ・別紙 2 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について【建築工事】」

のとおり

※土木工事と建築工事で取り扱いが異なりますのでご注意ください。

2 入札公告時の明示

別紙 3 「お知らせ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の対応について」を入札公告時に添付する。

担 当 建設管理課 技術管理担当
宮澤、粕谷、中野
土木積算・建設 IT 担当
三谷、青木
建築技術・積算担当
関口、門間、岩井

TEL 0 4 8 - 8 3 0 - 5 2 0 1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更について【土木工事】

令和2年 5月25日
県土整備部建設管理課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について設計変更を行う際の必要な事項について定めるものである。

2 対象工事

埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する土木工事のうち、令和2年2月26日付け建管第1224号「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した工事とする。

ただし、既に完成している工事は対象外とする。

3 実施の流れ

工事現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に努めるものとし、対策に係る設計変更については次のとおり行うものとする。

(1) 受注者は、追加で費用を要する感染拡大防止対策について設計変更を希望する場合、発注者と工事記録により協議する。

(2) 発注者は、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として、協議内容に承諾する。
ただし、既に実施済みの対策については、施工計画書への反映を要しないものとする。

(3) 受注者は、対策内容や必要な資機材の種類、使用数量について施工計画書に記載し、見積りと併せて発注者へ提出する。

なお、リースが可能な資機材については、購入及びリース費の両方を見積もりを提出する。

また、既に実施済みの対策については、見積りに替えて領収書を提出できるものとする。

(4) 発注者は、(3)により受注者から提出された資料を確認し、「4 積算の方法」に基づき設計変更する。

(5) 受注者は、設計変更の対象とした対策について、「5 実施状況の報告」に基づき、実施したことを証明できる資料を発注者へ提出する。

4 積算の方法

感染拡大防止対策に係る費用は、備品、器材等の購入・リース費等とする。

(1) 費用の決定

対策に必要な資機材の種類ならびに単価、数量について、受発注者間で協議のうえ適切に決定する。

購入又はリース費については、費用比較を行い原則として安価となる方とする。

マスク等の数量については、現場従業者の人数、作業日数等も考慮した算出とする。

(2) 費用の計上

現場管理費に積み上げ計上する。

なお、積み上げた費用は、一般管理費等率の計算の対象額に含めないものとする。

<対象となる感染防止対策費用の例>

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材、通信費

(3) その他

上記内容以外についても、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、協議のうえ適切に設計変更を行うものとする。

5 実施状況の報告

感染拡大防止対策の実施状況が証明できる資料を提出すること。

<証明資料>

- ・資機材の購入・リース費等にかかる領収書
- ・実施状況がわかる工事写真
- ・現場稼働日における現場従事者の入場記録 など

6 問い合わせ先

県土整備部建設管理課

技術管理担当

電話 048-830-5201

土木積算・建設IT担当

電話 048-830-5199

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更について【建築工事】

令和 2 年 5 月 2 5 日
県土整備部建設管理課

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について設計変更を行う際の必要な事項について定めるものである。

2 対象工事

埼玉県県土整備部・都市整備部が発注する建築工事のうち、令和 2 年 2 月 2 6 日付け建管第 1 2 2 4 号「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施した工事とする。

ただし、既に完成している工事は対象外とする。

3 実施の流れ

工事現場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に努めるものとし、対策に係る設計変更については、次のとおり行うものとする。

(1) 受注者は、追加で費用を要する感染拡大防止対策について設計変更を希望する場合、発注者と工事現場連絡票等により協議する。

(2) 発注者は、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として、協議内容に承諾する。

ただし、既に実施済みの対策については、施工計画書への反映を要しないものとする。

(3) 受注者は、対策内容や必要な資機材の種類、使用数量について施工計画書に記載し、見積りと併せて発注者へ提出する。

なお、リースが可能な資機材については、購入及びリース費の両方を見積もりを提出する。

また、既に実施済みの対策については、見積りに替えて領収書を提出できるものとする。

(4) 発注者は、(3) により受注者から提出された資料を確認し、「4. 積算の方法」に基づき設計変更する。

(5) 受注者は、設計変更の対象とした対策について、「5. 実施状況の報告」に基づき、実施したことを証明できる資料を発注者へ提出する。

4 積算の方法

感染拡大防止対策に係る費用は、備品、器材等の購入・リース費等とする。

(1) 費用の決定

対策に必要な資機材の種類ならびに単価、数量について、受発注者間で協議のうえ適切に決定する。

購入又はリース費については、費用比較を行い原則として安価となる方とする。

マスク等の数量については、現場従業者の人数、作業日数等も考慮した算出とする。

(2) 費用の計上

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等には含めず、外書きにより「感染拡大防止対策費」として計上し、消費税を乗じ工事費とする。

当該費用は、受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、新たに追加するものとして、請負比率を乗じないこととする。

<対象となる感染防止対策費用の例>

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメットの費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計の費用
- ・ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材、通信費

(3) その他

上記内容以外についても、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、協議のうえ適切に設計変更を行うものとする。

5 実施状況の報告

感染拡大防止対策の実施状況が証明できる資料を提出すること。

<証明資料>

- ・ 資機材の購入・リース費等にかかる領収書
- ・ 実施状況がわかる工事写真
- ・ 現場稼働日における現場従事者の入場記録 など

6 問い合わせ先

県土整備部建設管理課

建築技術・積算担当

電話 048-830-5192

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る

費用の対応について

埼玉県

1 取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については設計変更の対象とします。

設計変更の取扱いについては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について【土木工事】」によるものとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る

費用の対応について

埼玉県

1 取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については設計変更の対象とします。

設計変更の取扱いについては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について【建築工事】」によるものとします。

別添

建管 第1224-1号
令和 2年 2月26日

関係各課（所）長 様

県土整備部長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の 罹患に伴う対応について（通知）

令和2年2月25日付け国土入企第52号で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、標記について別添のとおり通知がありました。

については、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について、別添（国土交通省からの通知文）を踏まえ、下記のとおり適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工事現場等において、感染予防の対応を徹底するよう受注者に対して指導を行う。
- 2 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合、迅速な情報収集を行うとともに、受注者に適切な措置を求める。
※ 受注者から感染者の報告があった場合は、速やかに県土整備部における危機管理情報等の取扱いマニュアルのとおり、工事現場における事故と同様に報告してください。
- 3 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合、工期の見直しや必要な設計変更を行う。また、現場の施工を継続することが困難と認められる場合、的確に工事の一時中止を指示する。
- 4 調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いとする。

担 当 建設管理課
技術管理担当 高野、黒河内
建築技術・積算担当 関口
TEL 048-830-5201
FAX 048-830-4868